

## 下町でんき電気供給約款（別紙）

### 下町でんきスローエナジープラン（再エネ 100%プラン）

下町でんき電気供給約款に基づき、お客様へ提供する電力メニューに付帯するサービスとして、相対の契約による再生可能エネルギー（FIT でない太陽光発電電力、風力発電、その他）を電源構成とした電力と、当該の非化石証書（環境価値）をお客様がご利用される電力量と同量を付帯サービスとして提供します。

#### 電源構成

スローエナジープランは当社が相対で契約している再生可能エネルギー発電所（主に FIT 制度によらない太陽光発電所）の発電量が、お客さまがお使いになる電気の量を総量で上回ることをもって再生可能エネルギー100%とし、環境価値を有した“CO2 排出量ゼロ”とみなされる電気です。

#### （イ）適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申込みを当社が承諾した場合に、下町でんきスローエナジープラン（再エネ 100%プラン）を適用します。

- ① お客さまが、下町でんき電気供給約款（以下「電気契約」といいます。）の契約者であり、かつ、下町電灯 B、または、下町電灯 C を選択していること。
- ② 下町動力の契約は、従量電灯とのセットで契約されていること。

#### （ロ）サービス料金

- ① （イ）の使用電力量に対して下記料金表に示す、サービス料金 0.5 円/kWh（税込）を加算した電力量料金単価を適用します。
- ② 下町でんきスローエナジープラン（再エネ 100%プラン）の電源は、主に FIT 制度によらない太陽光発電所由来のため 下町でんき約款 別表 2 燃料費調整 における燃料費調整を加減算しないものとします。

### 下町でんきスローエナジープラン料金表（サービス料金加算済単価表示）

下町電灯 B		契約アンペア	単位	料金（税込）
基本料金		30 A	1 契約	815.1 円
		40 A	〃	1,086.8 円
		50 A	〃	1,358.5 円
		60 A	〃	1,630.2 円
電力量料金	第 1 段階料金	120 kWh まで	1 kWh	19.38 円
	第 2 段階料金	300 kWh まで	〃	25.66 円

	第3段階料金	上記超過	〃	29.55円
<b>下町電灯 C</b>			単位	料金(税込)
基本料金			1kVA	271.7円
電力量料金	第1段階料金	120 kWhまで	1 kWh	19.38円
	第2段階料金	300 kWhまで	〃	25.66円
	第3段階料金	上記超過	〃	29.55円

下町電灯 B/下町電灯 C の計算式		
基本料金	下町電灯 B	アンペア毎の記載基本料金
	下町電灯 C	基本料金単価 × 契約電力
電力量料金	第1段階料金単価×第1段階使用量 + 第2段階料金単価×第2段階使用量 + 第3段階料金単価×第3段階使用量	
料金	基本料金 + 電力量料金 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金	

下町動力			単位	料金(税込)
基本料金(実量制・主開閉器)			1kW	1,065.9円
電力量料金	夏季	毎年7月1日～9月30日	1 kWh	17.01円
	その他	毎年10月1日～6月30日	1 kWh	15.50円
低圧電力の計算式				
基本料金	料金単価 × 契約電力 × 力率割引 ※注			
電力量料金	「夏季」または「その他季」の料金単価(税込) × 使用電力量			
料金	基本料金 + 電力量料金 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金			

※注 力率は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は旧契約を引継ぎ、ご使用される電気機器の力率にもとづき算定した値(加重平均力率)が85%を上回る場合は、基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5%割増しいたします。なお、再点・新規の契約には適用出来ません。

#### (ハ)実施期日

下町でんきスローエナジープラン(再エネ100%プラン)は2021年11月1日より適用します。

#### (ニ)適用期間

- ①下町でんきスローエナジープラン(再エネ100%プラン)の適用開始は、原則として当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する検針日とします。
- ②下町でんきスローエナジープラン(再エネ100%プラン)の適用期間は、①に定める適用開始日から付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとし、以

降の継続は、お客さまからお申し出が無い限り、当該電気料金メニューの適用期間と同じとします。

#### (ホ)適用廃止

当社は、お客さまが(イ)適用条件を満たさないことが判明した場合には、下町でんきスローエナジープラン（再エネ 100%プラン）適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

##### ① 電気の契約を解約する場合

下町でんき電気供給 22 供給の停止または 32 電気供給契約の終了または 34 解約による解約日

##### ③ 下町でんきスローエナジープランのみ停止のお申し出等、①以外の事由による場合

当該事由発生日の直後の電気計量日、なお、当該事由発生日の直後の電気計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(ニ)で定める解約日

#### (へ) 下町でんき スローエナジープラン（再エネ 100%プラン）の変更および廃止

##### ① 当社は、下町でんきスローエナジープラン（再エネ 100%プラン）を変更する場合には、下町でんき電気供給約款 30 電気供給約款の変更に準じます。

##### ②当社は、下町でんきスローエナジープラン（再エネ 100%プラン）を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

##### ④ 下町でんきスローエナジープラン（再エネ 100%プラン）の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、下町でんき電気供給 30 電気供給契約の変更(2)および(3)に準じます。